

第 10 節 給油取扱所の基準

第 1 屋外営業用給油取扱所

1 給油取扱所の位置

給油取扱所の敷地の上空を特別高圧架空電線が通過する場合は、次によること。

ただし、原則として好ましくない旨を指導すること。

(平成 6 年消防危第 66 号)

- (1) 特別高圧架空電線と固定給油設備、固定注油設備、注入口、通気管及び建築物等との間に水平距離をとること。
- (2) (1) の距離を確保することができない場合は、電線の落下等に対する電氣的及び構造的な安全性を有するような措置を講ずること。
- (3) 敷地の一部が河川上にかかる場合には、次の事項に適合すること。
 - ア 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流出しないものであること。
 - イ 河川の側面に設ける擁壁は、上部からの荷重に十分耐えるものであること。

2 危険物の取扱最大数量

- (1) 給油取扱所における危険物の取扱最大数量は、危政令第 17 条第 1 項第 7 号に規定する専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定するものであること。

(昭和 62 年消防危第 38 号)
- (2) 容器に収納されている危険物の数量の合計は、指定数量未満とすること。

3 屋外給油取扱所であるための条件

給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の 3 分の 1 以下であること。

- (1) 給油取扱所の敷地面積とは、給油取扱所の防火塀（危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する塀又は壁をいう。以下同じ。）の外側（建築物の外壁が防火塀を兼ねる場合にあっては、当該外壁の中心線）と道路に面する側の道路境界線とに囲まれた部分の面積とする。
- (2) 水平投影面積の算定にあたっては、次のことに留意すること。
 - ア 建築物ひさし、屋外階段、上階のオーバーハング部分、はり及びトラスの部分も算入すること。

なお、はり及びトラスについては、これらの本体部分の面積のみを算入すること。
(平成元年消防危第 44 号)
 - イ 上屋等の屋根部分にルーバーが設けられるものにあつては、空間部分も含め当該屋根部分全体を算入すること。(平成元年消防危第 14 号・消防特第 34 号)
 - ウ 雨とい及び上屋の吹き抜け部分は算入しなくて差し支えないこと。

なお、上屋等の面積の算定にあたっての用途は、後述「第 11 建築物の用途及び面積」によること。

4 給油空地

危政令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「給油空地」は、次によること。

(1) 給油取扱所の地盤面に給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないが、許可申請書の添付図書には、給油空地等の範囲を明示すること。（平成元年消防危第 44 号）

(2) 間口とは、主たる道路に面する側であって、主として自動車等の出入りする側をいう。また、奥行き幅は、事務所等の前面に設けられた犬走りの部分は除外すること。

(3) 給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に自動車等が給油し、及び給油を受ける自動車等が出入するため、自動車等の出入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る動線を考慮して、その空地には間口 10m 以上、奥行 6 m 以上の矩形が固定給油設備を包含して描かれる必要があること。（平成 18 年消防危第 113 号）

なお、給油空地は、道路境界線に接する必要はないが、固定給油設備の中心から当該固定給油設備の最大ホース長さに 1 m を足した長さの円が包含されるように設定すること。



(4) 給油空地には、固定給油設備のホース機器以外の設備を設けてはならないこと。ただし、必要最小限の POS 用カードリーダー及びクイックサービスユニット（自動車等の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。以下同じ。）等で、給油業務に支障がないと認められる場合は、アイランド上に設けることができること。（昭和 62 年消防危第 38 号）

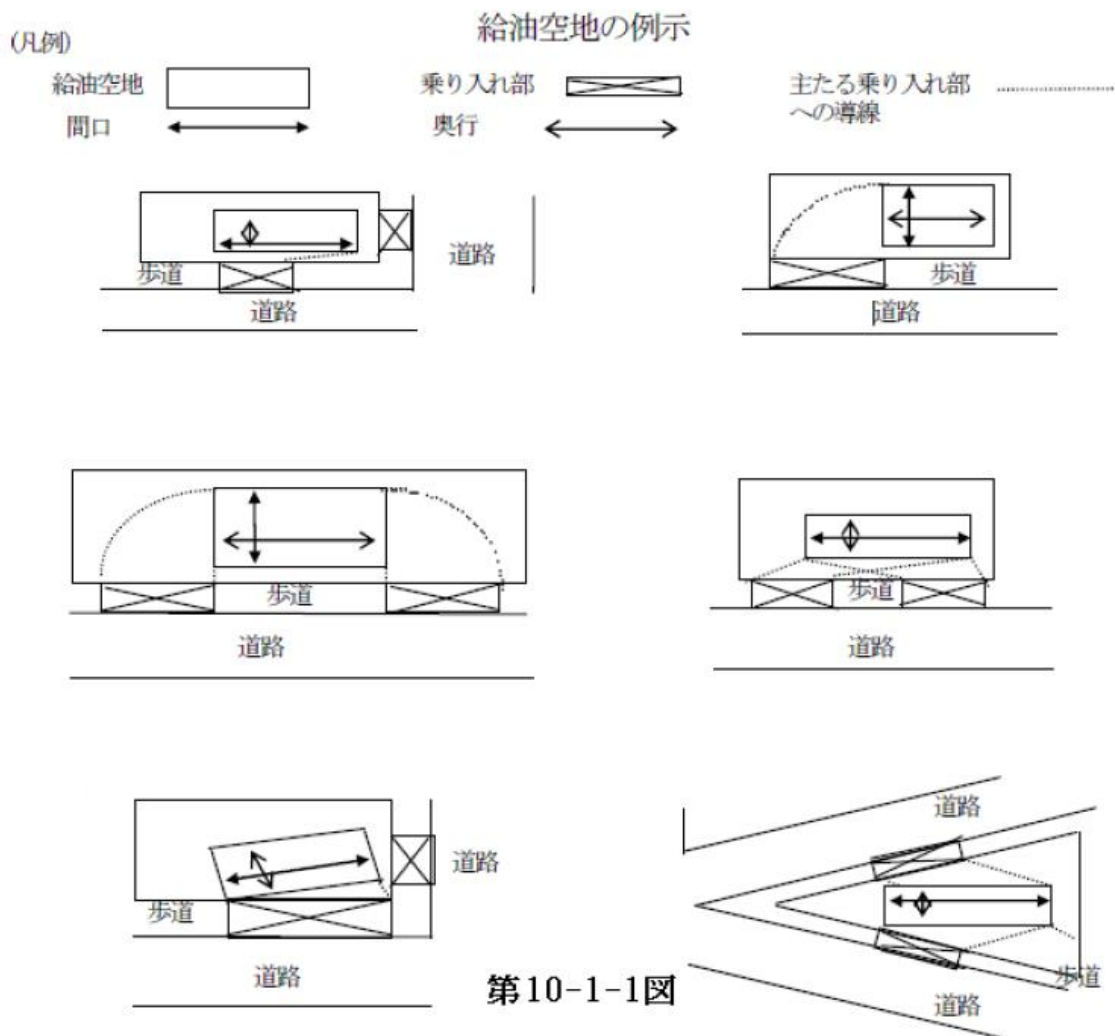
(5) 給油取扱所に接する歩道等の取扱いについて

既存の給油取扱所に接して歩道又は自転車道が整備又は拡幅され、その結果、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できない場合で、第 10-1-1 図に示す条件のいずれかを満足するものであって、次の事項を満たすときは危政令第 23 条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。

ア 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を 10m 以上とし、奥行を 6 m 以上とすること。

イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅（有効幅 5 m 以上）を確保すること。

ウ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。（平成 13 年消防危第 127 号）



(6) 性能規定導入に伴う危規則第 24 条の 14 に定める給油空地についての基本的事項
ア 出入口

道路に面する側の幅は、連続して 10m 以上であること。

なお、給油取扱所の前面にガードレールが設けられている場合又は道路との間に河川をはさんでいる場合は、危政令第 23 条の規定を適用し、次によることができること。

(昭和 45 年消防予第 81 号、平成 13 年消防危第 127 号)

(ア) 前面にガードレールが設けられている場合

間口 10m 以上奥行 6 m 以上の矩形部分の間口前面に、幅 5 m 以上の出入口を 2 箇所以上設けること。

(イ) 道路との間に河川をはさんでいる場合は次の各号に適合すること。

- a 通路幅が、道路から給油取扱所に至る通路の長さの 2 分の 1 以上で、かつ、5 m 以上であること。
- b 上述 a の通路が、道路の同じ側に 2 か所以上設けられていること。
- c 万一、危険物が通路に流出した場合であっても、河川等に流入しないよう当該通

路の両側を高くする等、通路には危険物の流出防止措置が講じてあること。

イ 通行できる広さ（平成 18 年消防危第 113 号）

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

ウ 給油を受けることができる広さ（平成 18 年消防危第 113 号）

（ア）自動車等を包含するように保有されている必要があること。

（イ）「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

5 注油空地

危政令第 17 条第 1 項第 3 号に規定する注油空地は、次によること。

- （1）注油空地は、給油空地以外の場所に設けること。
- （2）注油空地は、直接道路に接していなくても差し支えないこと。（平成元年消防危第 44 号）
- （3）容器等への詰替えを目的とする注油空地は、顧客用注油設備の基準に準じて、おおむね 2 m 四方以上の広さとする。こと。（平成 10 年消防危第 25 号）
- （4）車両に固定された 4,000ℓ 以下の移動貯蔵タンクに注入することを目的とする注油空地は、固定給油設備から危政令第 17 条第 1 項第 13 号イに規定する間隔、専用タンクの注入口から 3 m 以上、通気管から 1.5 m 以上離れた場所で、かつ、車両がはみ出さない十分な広さとする。こと。（昭和 62 年消防危第 60 号）
- （5）注油空地には、固定注油設備以外の設備を設けてはならないこと。
- （6）性能規定導入に伴う危規則第 24 条の 15 に定める注油空地についての基本的事項（平成 18 年消防危第 113 号）

ア 基本的機能

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すること。

イ 容器に詰替えることができる広さ

（ア）容器を包含するよう保有されている必要があること。

（イ）容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

（ア）移動タンク貯蔵所を包含するよう保有されている必要があること。

（イ）「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

6 空地の舗装

（1）地盤面の材質

ア 給油取扱所の地盤面は、上部荷重の耐久性、クラックの防止等から鉄筋コンクリート

とすること。

イ 前アの表面に表装材を用いる場合は、浸透等防止性、荷重による損傷防止性及び耐火性を考慮すること。(平成 18 年消防危第 113 号)

ウ 地盤面舗装のクラック等の補修材として、エポキシ樹脂モルタル、アクリル系樹脂モルタル等が認められている。なお、補修材として用いられるコンクリート等の「等」が備えるべき条件は「耐水性」、「排水性」、「荷重に対しての強度」、「燃えにくさ(準不燃材料程度)」を満たすものであること。

(昭和 54 年消防危第 75 号、昭和 59 年消防危第 91 号)

- (2) 「当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両に係る車重、積載荷重等をいうものであること。(平成 18 年消防危第 113 号)
- (3) 給油取扱所の地盤面の舗装について、給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装とすることができる。(平成 31 年消防危第 81 号)

7 滞留・流出防止措置

- (1) 油分離装置は、給油取扱所の一部であるので、原則として給油取扱所の敷地内(道路及び防火塀で囲まれた部分)に設けること。
- (2) 油分離装置は 3 連式又は 4 連式以上を設置すること。
- (3) 油分離装置の材質は、コンクリートとすること。ただし、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重に耐えるよう設置されている場合には FRP (ガラス繊維強化ポリエステル樹脂)、硬質塩化ビニル板 (JIS K6475 適合品) とすることができる。
- (昭和 47 年消防予第 97 号)
- (4) 注油空地周囲の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できるものであること。
- (5) 可燃性蒸気の滞留防止措置 (平成 18 年消防危第 113 号)

ア 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

イ 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

- (6) 漏れた危険物の滞留防止措置

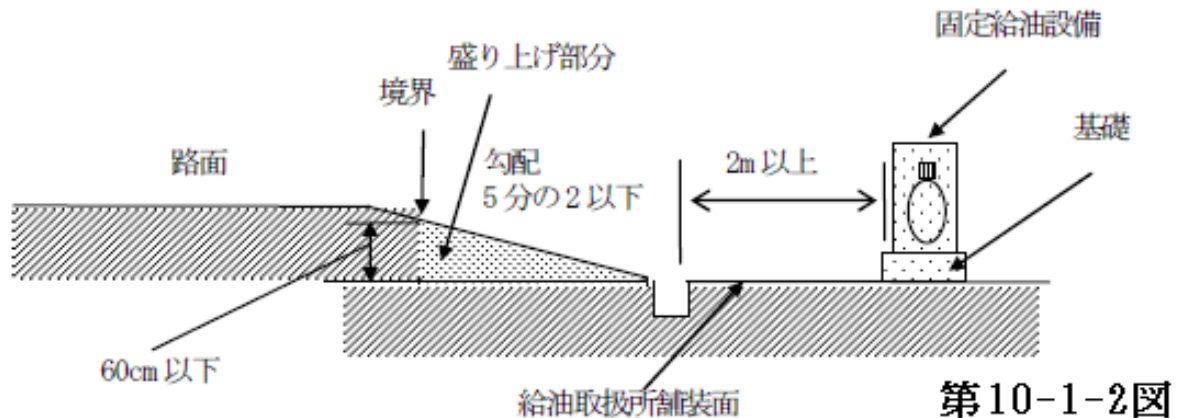
ア 周囲の地盤面との関係

給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等(かさ上げ)のため、給油空地等よりも高くなり、危政令第 17 条第 1 項第 5 号の可燃性蒸気の規定に適合しなくなる場合は、次に掲げる措置を講ずることにより、危規則第 24 条の 17 第 1 号に適合するものとみなすことができること。(昭和 44 年消防予第 276 号)

(ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が、0.6m 以下であること。

(イ) 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備及び固定注油設備の基礎(通称アイランドという。)の道路に面する側から 2m 以上離れていること。

(ウ) 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。



イ 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物及びその蒸気が空地内に滞留しないこと。
(平成 18 年消防危第 113 号)

ウ 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。(平成 18 年消防危第 113 号)

(7) 危険物等の流出防止措置 (平成 18 年消防危第 113 号)

ア 収容

(ア) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

(イ) 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

(ウ) 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

イ 貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これには貯留設備のほか油分離装置等が該当すること。

ウ 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、危険物の種類に応じて次のとおりの性能とすることが必要であること。

(ア) 非水溶性危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

(イ) (ア) 以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する措置としては

次のものが考えられること。

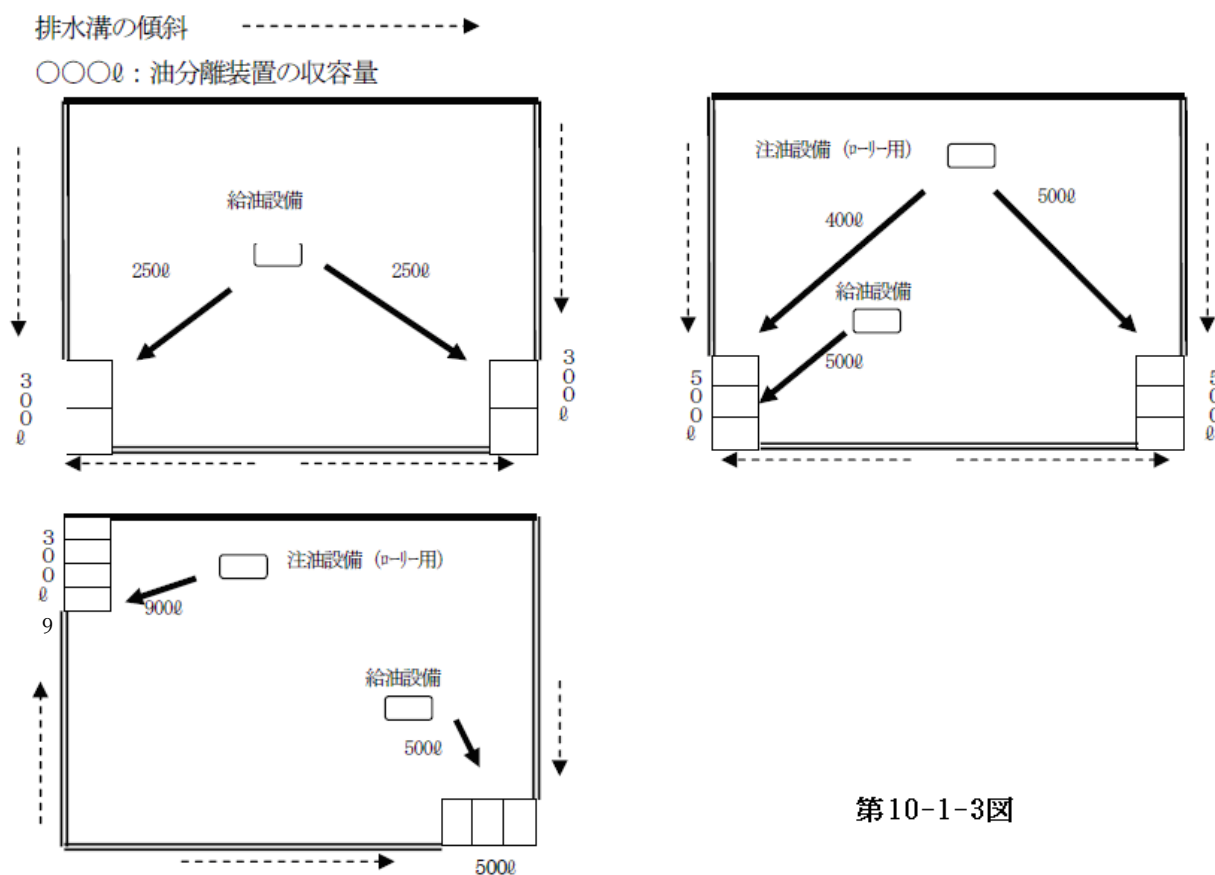
なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置では当該性能を有していないこと。

a 貯留設備には、降雨等の水が流入しない構造とする。

b 貯留設備は、降雨等の水も併せて収容することができる大容量のものとする。

(8) 給油取扱所における貯留設備（排水溝と油分離装置とした場合）について、「給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、当該危険物が給油取扱所外部に流出することなく貯留設備に収容される」ことが必要であるが、複数の油分離装置をもって必要な収容量を確保する場合における、それぞれの油分離装置の収容量は、固定給油設備等の位置から排水溝、給油空地等の地盤の傾斜の状況を踏まえた、危険物の漏えい時に流入が見込まれる相当量を勘案したものであること。ただし、一の油分離装置で必要な収容量 5000ℓ（ローリー等の注入を行う固定注油設備等は 9000ℓ）が確保されている場合には、この限りでない。

(平成 18 年消防危第 191 号)



- (9) 危告示第4条の51に定める危険物の数量に応じた貯留設備の容量において、給油取扱所に設ける油分離槽にあっては、当該分離層の水の貯留する部分を除いた部分の合計の容量とする。

8 タンク

(1) 専用タンク

- ア 専用タンクは、当該給油取扱所の敷地外に設けても差し支えないが、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導すること。(昭和42年自消丙予発第88号)
- イ 中仕切専用タンクによるガソリンと灯油の取扱いは認められるものであること。
- ウ ボイラー又は自家発電設備等への灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。(昭和62年消防危第38号)
- エ 給油取扱所の敷地外に設けた屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等と給油取扱所の専用タンクを配管によって連結することは、注油中の危険物の量が常時確認できる装置を設置する等危険物の溢流防止について適切な措置をとっている場合に限り差し支えないものであること。(昭和51年消防危第23-12号)
- なお、屋外タンク貯蔵所等の注入口等は、給油取扱所の敷地内に設置することは、認められないものであること。(昭和56年消防危第70号)
- オ 複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置して差し支えないこと。
- この場合、既設の専用タンクの注入口内に難燃性チューブ(接地導線入り)を移送配管とする場合は、危政令第23条の規定を適用し認めて差し支えないこと。
- (平成4年消防危第13号)

(2) 廃油タンク等

- ア 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。(昭和62年消防危第38号)
- イ 中仕切専用タンクによるガソリンと廃油の取扱いは、認められないものであること。
- (昭和62年消防危第60号)
- ウ 廃油タンク等に潤滑油タンクは含まないものであること。(昭和62年消防危第60号)
- エ 廃油タンクをボイラーに接続できること。ただし、給油取扱所の敷地外のボイラーとは接続できないものであること。(昭和62年消防危第60号)

- (3) 地下貯蔵タンク(専用タンク及び廃油タンク等)の位置、構造及び設備については、「同章第6節 地下タンク貯蔵所の基準」の例によるほか、次によること。

ア 専用タンク及びボイラーに直接接続するタンクの注入口

- (ア) 注入口は、原則として専用タンクの直上部以外の場所に設けた注入口(以下「遠方注入口」という。)とし、給油取扱所の敷地内で給油業務に支障のない位置に設けること。
- (イ) 遠方注入口は、火気使用場所から直近距離で5m以上の距離を保つこと。ただし、防火上安全な措置を講じる場合にあっては、この限りでない。

- (ウ) 遠方注入口は、不燃材料で作った箱の中に収めるか、又は注入口の直下に囲いを設ける等の方法により危険物の漏れを防止する措置を講ずる。
- (エ) 一箇所に2つ以上の遠方注入口を設ける場合は、注入口ごとにその取り扱う危険物の品名を見やすい方法で表示する。
- (オ) 遠方注入口の直近に、設置抵抗値が1000Ω以下の導電端子（ローリーアース）を地盤面上の接続しやすい高さに設ける。
- (カ) 遠方注入口を敷地境界線又は道路境界線に接して設ける場合は、防火塀を設ける等火災予防上必要な措置を講ずる。

イ 廃油タンクの注入口等

- (ア) 注入口は、不燃材料で作った箱に納めるか、又はバスケット及びバルブを設けること。
ただし、注入口の直下に囲いを設ける等の方法により危険物の漏れを防止する措置を講じる場合はこの限りでない。
- (イ) 注入口は、整備室内に設けることができる。
- (ウ) 当該タンクの吸上口は、移動タンク貯蔵所の給油ホースを緊結できる構造とする。

(4) 簡易タンク

- ア 給油取扱所の敷地が、防火地域又は準防火地域と指定のない地域とにわたる場合は、敷地全部を防火地域又は準防火地域として取扱い、簡易タンクの設置は認められないこと。
- イ 給油取扱所の敷地が、指定のない地域から防火地域又は準防火地域に指定が変更された場合には、簡易タンクの設置は認められないこと。
- ウ 危政令第17条第1項第7号に規定する石油類の品質について、オクタン価の異なるものは「異なった品質」に該当すること。
- エ 危政令第17条第1項第8号ロにおいてその例によることとされる危政令第14条第4号に定める技術上の基準のうち、空地及び間隔の規定は適用しない。

9 配管

- (1) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。
- (2) 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合は、溶接継手とすること。
- (3) 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地等に面しない外壁に沿って敷設されている場合は、危規則第13条の5第1項第2号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えないものであること。
- (4) 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導すること。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部にしゃ熱板を設ける方法により行うこと。

(5) 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視点検できる点検口を設けること。

(6) 給油取扱所において、危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管に次の保護措置が講じられている部分について、危政令第 17 条第 1 項第 8 号イにおいてその例によるものとされる危政令第 13 条第 1 項第 10 号においてその例によるものとされる危政令第 9 条第 1 項第 21 号イの適用に当たり、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてよい。(平成 30 年消防危第 42 号)

ア 厚さ 15 センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。

イ 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する 25 トン車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。

ウ 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

10 固定給油設備及び固定注油設備

固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）は、次によること。

(1) 構造

ア 固定給油設備等の構造は、「固定給油設備及び固定注油設備の構造について」（平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号）によること。

なお、危険物保安技術協会において固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する試験確認を実施され、当該試験確認に合格したものは、危政令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。

イ 一の地上式固定給油設備の内部に複数のポンプ機器を設け、その内の一つを懸垂式のホース機器と配管で接続し、これを注油設備とすることはできないものであること。

(平成 4 年消防危第 13 号)

(2) 表示（昭和 62 年消防危第 38 号）

ア 危規則第 25 条の 3 第 1 号に規定する直近の位置とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油ホース若しくは注油ホース自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。

イ 危規則第 25 条の 3 第 2 号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。

(3) 位置

- ア 固定注油設備は、注油空地に設けること。
 - イ 懸垂式の固定給油設備等で給油ホース又は注油ホースの取付部が移動するものについては、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔）をそれぞれ確保すること。
 - ウ 危政令第 17 条第 1 項第 12 号ハの建築物には、給油取扱所外の建築物も含まれるものであること。（昭和 62 年消防危第 91 号）
 - エ 二以上の固定給油設備相互間（簡易タンクに設けられた固定給油設備を除く。）又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。（昭和 62 年消防危第 38 号）
 - オ 敷地境界線とは、給油取扱所の境界を指すものではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界といわれる部分を指すものである。（昭和 62 年消防危第 91 号）
 - カ 距離の算定にあたっては、固定給油設備等の中心とすること。ただし、懸垂式のもののうち給油ホースの取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。（昭和 62 年消防危第 38 号）
 - キ 地下貯蔵タンクのふたの上部であって、マンホール、点検口、漏えい検査管等を避けた位置にアイランドを設け固定給油設備等を設置しても差し支えないものであること。（昭和 58 年消防危第 128 号）
 - ク 道路境界線に防火塀を設けた場合には、防火塀の内側を敷地境界線とみなし危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する固定給油設備等と敷地境界線との間隔とすることができる。ただし、この場合において当該防火塀は、危政令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する固定給油設備等と道路境界線との間隔を確保できる部分まで設ける必要があること。
- (4) 懸垂式の固定給油設備等の緊急停止装置
- ア 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
 - イ 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とすること。（平成元年消防危第 15 号）
- (5) 固定給油設備等に接続できるタンクについて
- 固定給油設備等に直接接続できる貯蔵タンクは、専用タンク又は簡易タンクに限られ、他の許可施設等から直接配管接続することは認められないものである。
- (6) 固定注油設備に簡易タンクを接続することについて
- 当該固定注油設備が、屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）の付属設備で、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 21 年 11 月 17 日消防危第 204 号）中、問 1 の要件に適合している場合に限り、危政令第 23 条の特例を適用し、認めて差し支えないものであること。
- (7) 給油取扱所における電子決済端末の設置について給油取扱所において、顧客の面前決済以外に、非接触型 IC カードや二次元バーコードを使用した電子決済方式用電子機器を導

入する場合に下記の対策を講ずる場合は設置可能とし、資料提出を要する軽微な変更とし取扱うものとする。(令和3年2月22日消防危第20号)

- ア 当該端末は、可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備又は固定注油設備の管理区域(非危険場所)内に固定して設置するものであり、非接触型ICカードや携帯電話などの電子機器に表示した二次元バーコードの情報を読み取る機能を有する。
- イ 顧客が所有する携帯電話などの電子機器の落下防止措置として、電子決済方式用電子機器の近傍において、画面、音声(画面や音声等準備期間中のステッカー代替を含む)等により落下しないよう注意喚起を行う。

11 建築物の用途及び面積

(1) 危規則第25条の4第1項に掲げる用途のうち次に掲げるものは、壁等で区画された部分とする。

- ア 給油取扱所の業務を行うための事務所
- イ 自動車等の点検・整備を行う作業場
- ウ 自動車等の洗浄を行う作業場
- エ 給油取扱所の所有者等が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所(以下「本店事務所等」という。)
- オ 施行令別表第一(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途

(2) 給油取扱所の建築物の用途は、次によること。

危規則第25条の4第1項に掲げる用途以外の用途、たとえば、同項第1号の2又は第5号の事務所以外の事務所、長距離トラック運転手用の簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍、立体駐車場、大規模な広告物等の工作物設置等の用途は認められないものであること。(昭和62年消防危第38号)

建築物の用途に供する部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分(例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等)を含むものであること。

(昭和62年消防危第38号)

(3) 危規則第25条の4第1項第1号の用途

給油等の作業場には、次のものも含まれるものであること。(平成元年消防危第44号)

- ア ポンプ室
- イ 油庫
- ウ 整備作業場又は洗車作業場のうち給油等の作業場と一体で、かつ、壁等で区画されていないもの。
- エ コンプレッサー室

(4) 危規則第25条の4第1項第2号の用途

危規則第25条の4第1項第1号の2に規定する給油取扱所の業務を行うための事務所には、社長室、応接室、更衣室、湯沸室、宿直室、従業員休憩室、洗面所、会議室等も含むものであること。◆

(5) 危規則第 25 条の 4 第 1 項第 6 号の用途

店舗等は、次によること。

ア キャバレー、ナイトクラブ、ぱちんこ店、ゲームセンター等の風俗営業に係るものは認められないものであること。

なお、実態上給油取扱所の利用者のみを対象とするものである場合は、理容室等の設置を認めて差し支えないこと。(昭和 62 年消防危第 38 号)

イ ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売について、販売に供する窓を給油空地等の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないこと。

(平成 9 年消防危第 27 号)

ウ 物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次等の営業はできるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。

(昭和 62 年消防危第 38 号)

エ コインランドリーは認めて差し支えないものであること。(昭和 62 年消防危第 60 号)

オ 店舗等で家庭用塗料を容器入りのままで販売することは差し支えないが、その取扱数量は、潤滑油、灯油等容器に収納された他の危険物(附随設備に収納された危険物を除く。)との合計が指定数量未満であることが必要である。(昭和 62 年消防危第 60 号)

カ LPG販売の取次、カートリッジタイプのガスボンベの販売は、認めて差し支えないものであること。(昭和 62 年消防危第 60 号)

キ 店舗等は 1 階に設けること。ただし、危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 1 号に規定する火災予防上の危険がある場合を除き、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の 2 階、又は、建築物の周囲の空地において物品の販売等を行うことは差し支えないが、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」(令和 2 年 3 月 27 日消防危第 88 号)により運用し必要な場合に予防規程の変更を行うこと。

なお、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物とは、建築物の 2 階から直接屋外階段(避難器具を除く。)で給油取扱所の敷地外へ避難できる場合又は 2 階から屋内階段を使い 1 階の事務所等(給油等の作業場等危険物を取り扱う部分を除く。)へ降り、建築物内を通過して直接道路等に避難できる場合をいうものであること。

この場合、次の事項に留意し誘導灯を設置すること。(平成元年消防危第 15 号)

(ア) 避難口及び避難口に通ずる誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。

(イ) 誘導灯は C 級以上であること。

(ウ) 非常電源は、20 分作動できる容量以上のものであること。

ク 間口 10m 以上、奥行 6m 以上の給油のための空地を確保する場合、店舗等は道路に面して設けても差し支えないこと。(昭和 62 年消防危第 60 号)

ケ 販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨造で屋根及び壁を鉄板とし、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売をするもので、当該ガレージ内で火気を取り扱わないものを給油空地以外の場所に設

置する場合は、認めて差し支えないこと。(平成10年消防危第90号)

コ 給油取扱所において行われるコンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易郵便局、コインランドリー、宅配物の取次等の様々な業務の可否については、危規則第25条の4第1項第2号に定める用途により判断することとなるが、当該用途に関し、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(昭和62年消防危第38号)第3の5(1)ウにおいて「物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの業務に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものである。」とされ、「給油、灯油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とする」であるが、建築物の用途として認められた部分に対象とする者以外のものが出入りすることについても差し支えないものである。(平成31年消防危第81号)

(6) 危規則第25条の4第1項第3号の用途

自動車等の点検・整備を行う作業場(コンプレッサーを、自動車等の点検整備に用いる場合にあつては、当該コンプレッサーを設置する室も含む。)であつて、3方向が壁(又はシャッター等)に囲まれた部分が該当するものであること。(平成元年消防危第44号)

給油取扱所において行われる自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務については、危規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備に該当する旨が「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成14年2月26日付け消防危第29号)により示されており、自動車の板金業務についても自動車等の点検・整備に該当するものである。なお、板金業務に伴い火花を発生する恐れのある場合は、可燃性蒸気の滞留する恐れのない場所で行うなど火気管理に十分留意するように指導すること。

(平成31年消防危第81号)

(7) 床面積の制限を受ける用途及び面積

ア 床面積の算定は、原則として、建築物の延べ面積から水平・垂直遮断された部分及び洗車作業場の部分の床面積の合計を差し引いた面積となるものであること。

(昭和62年消防危第38号)

イ 危規則第25条の6に掲げる面積には、給油取扱所の業務を行うための事務所、店舗等及び整備作業場の用途に供する床又は壁で区画された部分のうち、給油取扱所の係員のみが出入りする部分(更衣室、休憩室、倉庫等)は含まれないものであること。

(平成6年消防危第21号)

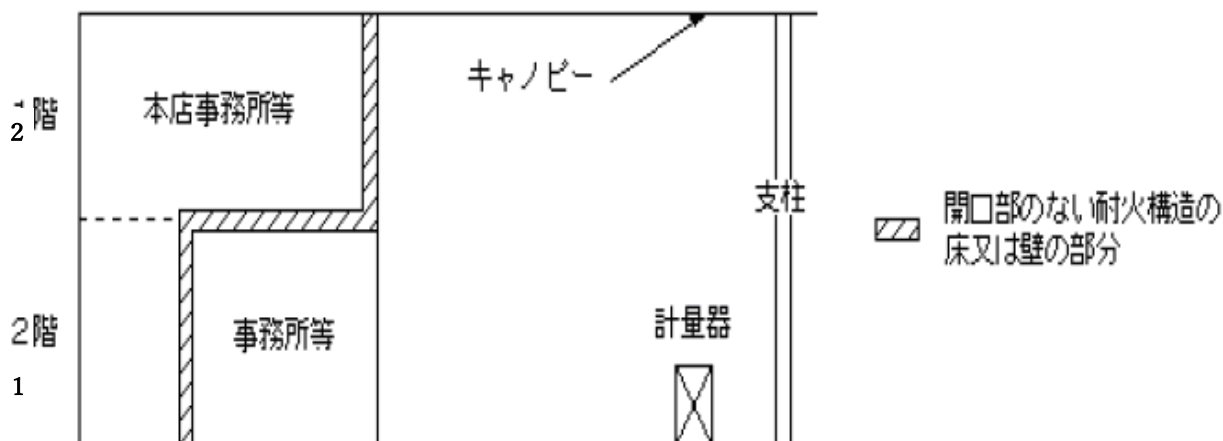
ウ 危規則第25条の6に規定する「給油取扱所の用に供する部分(床又は壁で区画された部分に限る。)には、油庫、コンプレッサー室等も含まれること。

(平成元年消防危第44号、平成6年消防危第21号)

(8) 建築物の配置、出入口の位置等については、面積制限に適合する限り、特に制限はないものであること。

12 建築物の構造等

- (1) 本店事務所等（危規則第 25 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する用途をいう。以下同じ。）とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、第 10-1-4 図のとおりである。



第10-1-4図

また、危規則第 25 条の 4 第 4 項の「給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造」とは、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすることである。（平成元年消防危第 44 号）

したがって、当該区画には避難口としての必要最小限の開口部の設置も認められないものであること。

- (2) 給油取扱所の建築物の壁のうち、次に掲げる間仕切壁については、危政令第 23 条の規定を適用し、難燃材料の使用を認めて差し支えないものであること。

（平成 9 年消防危第 31 号）

- ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
- イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

- (3) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所の出入口には、防火設備に該当する片引きの自動ドアを設けても差し支えないものであること。（昭和 62 消防危第 60 号）

- (4) 事務所その他火気を使用する建築物の出入り口に、引分けの自動ドアを設ける場合には、防火設備に該当し、防火上安全な構造のものであれば、差し支えないものであること。

（平成 17 年消防危第 295 号）

- (5) 1 階の店舗等の用途に供される部分の防火塀を兼ねる壁に敷地外へ直接通ずる避難用出入口を設置する場合は、必要最小限の大きさとし、かつ、自閉式の特定防火設備を設けること。（昭和 62 消防危第 60 号）

- (6) 整備作業場及び洗車作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料のもので差し支えないこと。（昭和 62 消防危第 60 号）

- (7) 給油取扱所に設ける建築物の窓又は出入口は防火設備を設け、網入りガラス以外のガラ

スとできるが、網入ガラスを用いるよう指導すること。(平成9年2月7日消防危第7号)
ただし、建築物内で危険物を取扱わない部分に設けるものについてはこの限りでない。



(8) 可燃性蒸気流入防止措置

ア 危政令第17条第1項第18号に定める「可燃性の蒸気が流入しない構造」には、火気を使用する事務所、店舗等と整備作業場及び洗車作業場との壁に設ける出入口についても対象となるものであること。

イ 可燃性の蒸気が流入しない構造としてスロープを設ける場合は、次によること。

(平成9年消防危第26号)

(ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。

なお、スロープが明確でない場合にあつては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

(イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

(ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

(9) 給油取扱所の建築物に地下室を設ける場合には、事務所等から出入りできる構造とすること。(平成元年消防危第44号)

(10) 建築物内部に布製のカーテン、ブラインド、じゅうたん等を使用する場合には、難燃性又は法第8条の3に基づく防災性能を有するものとする。

(11) 給油取扱所に建築物を2棟設けることについて一 の給油取扱所内に、危規則第25条の4第1項第2号に定める用途に供する建築物(給油取扱所の業務を行うための事務所)のほか、同項各号の用に供される建築物を設けることとして差し支えない。この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものとする。(平成31年消防危第81号)

13 防火塀

(1) 自動車等の出入する側

ア 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、給油空地の間口が存する側及び幅員が4m以上の道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りでき、有効幅5m以上の出入口を有する側をいうものであること。

(昭和51年消防危第94号)

イ 給油取扱所の周囲が一般交通の用に供され、自動車等の通行が可能な幅員4m以上の道路に接する場合は、道路に接する部分すべてを自動車等が出入りする側として防火塀を設けないことができること。(平成9年消防危第27号)

なお、道路に接しない部分には、防火塀の設置が必要であること。

ウ 道路が袋小路であっても、当該道路が一般交通の用に供され、自動車等の通行が可能な幅員が4m以上である場合は、当該袋小路を道路と認めて差し支えないこと。

(平成9年消防危第27号)

エ 道路が私道の袋小路であっても、当該道路が一般交通の用に供され、自動車等の通行

が可能な幅員が4 m以上である場合は、当該私道の袋小路を道路と認めて差し支えないこと。(平成9年消防危第27号)

オ 大型店舗等の駐車場内に設置されるもので、周囲が構内通路に面している場合は、これら周囲についていずれも自動車等の出入りする側とみなして差し支えないこと。

なお、構内通路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、給油取扱所周围の構内通路部分において駐停車をさせないこと。

また、大型店舗等と給油取扱所の営業時間は同じであり、閉店の際には構内通路は閉鎖されること。(平成17年消防危第295号)

(2) 防火塀の高さの算定方法

防火塀の高さの算定は、当該防火塀の接する給油取扱所の敷地の地盤面からとすること。

なお、建築物の外壁を防火塀と兼用する場合も同様に、当該外壁の存する地盤面からとすること。

(3) 防火塀の構造

ア 次に掲げる防火塀は、耐火構造とするよう指導すること。

(ア) 隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たすための措置を必要とする場所に設置する防火塀

(イ) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等の部分で、その外壁を防火塀と兼用するもの

イ 建築物の外壁を防火塀と兼用する場合には、当該外壁の存する室の床面から2 m以下の部分には、出入口、窓その他の開口部は設けられないこと。

(4) 防火塀を高くする場合

給油取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、防火塀に直接面する建築物のうち、隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たさない部分を有する建築物とすること。ただし、その範囲内に存する建築物の部分が耐火構造、防火構造又は不燃材料で造られ、かつ、当該部分に存する開口部に防火設備を設けてある場合には、延焼のおそれのある建築物には該当しないものであること。

(5) 防火塀の高さを2 m以上とする場合

塀又は壁の高さが2 mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たすかどうかにより、2 mを超える塀又は壁を設けることが必要であるかどうかを判断すること。

ア 計算方法

隣接する建築物の各部分における輻射熱の算定にあつては、「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料2 災害現象解析モデルの一例4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出すること。(平成18年消防危第113号)

イ 輻射熱を求める計算をする場合は次のとおり求めることができること。

(平成18年消防危第191号)

(ア) 給油中、注油中の火災

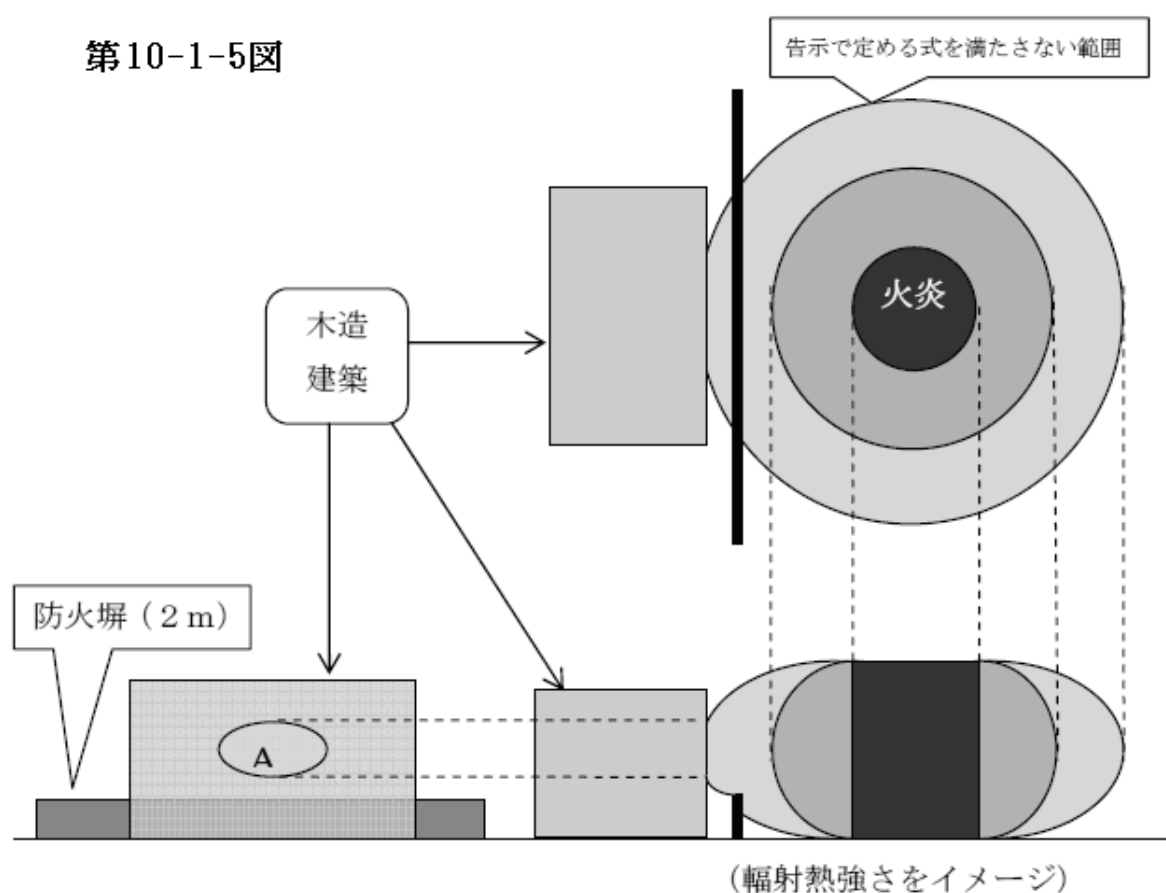
漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10

分間として計算する。

(イ) 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

ウ 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、第10-1-5図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、第10-1-5図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が危告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分であること。(平成18年消防危第191号)



エ 給油取扱所における火災想定をする場合に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めることができること。(平成18年消防危第191号)

(ア) 固定給油設備における火災想定

- a 車両給油口の直下を中心とした円
- b 容器に詰替えする場合
詰替える容器を置く場所を中心とした円
- c 移動貯蔵タンク等に注入する場合
注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円

(イ) 固定注油設備における火災想定

a 容器に詰替える場合

詰替える容器を置く場所を中心とした円

b 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円

(ウ) 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

(6) 防火扉に設ける開口部

ア 防火扉に開口部を設ける際に、以下の条件を満たした場合は危政令第 23 条の基準の特例の規定を適用し、認めて差し支えないこと。(昭和 37 年自消丙予発第 47 号)

(ア) 開口部を有する面の防火扉等は隣地境界線に達するように設けること。

(イ) 開口部の場所については、(ア) の防火扉の隣地境界の直近の位置とすること。

(ウ) 開口部は不燃材料で造った扉を設けること。

(エ) 隣地境界線上に防火扉を設置し、(ア) から (ウ) までの開口部への自動車の乗り入れは、給油取扱所の敷地を使用し行うこと。

イ 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が危告示で定める式を満たすものであること。

この場合において、危告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入ガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。(平成 18 年消防危第 113 号)

ウ 扉に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び扉の上部からの輻射熱を併せて危告示で定める式を満たすこと。(平成 18 年消防危第 113 号)

(7) 防火扉に切欠きを設ける場合

給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合は、政令第 23 条を適用し、扉又は壁に道路境界線から 1 メートル以内に限り、切欠きを設けることができる。(平成 30 年消防危第 42 号)

(8) 周囲に接する道路等が変更され、周囲の地盤面が高くなった場合についても、輻射熱の算定が必要である。

14 ポンプ室等

(1) 危政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。(平成元年消防危第 15 号)

(2) 自動車等の整備等の業務を行う作業場のうち三方が壁に囲まれている部分は、ポンプ室等に該当するものであること。(平成元年消防危第 44 号)

(3) 共通事項

ア 危政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定する「採光、照明」は、製造所の例によること。

イ 危政令第 17 条第 1 項第 20 号ハに規定する「可燃性の蒸気を屋外に排出する設備」の屋外には、給油空地等に面する部分も含むものであること。(平成元年消防危第 44 号)
ウ 換気設備及び排出の設備については、「同章第 1 節第 8 (1) 換気設備」によること。

なお、可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等とは、引火点が 40 度未満の危険物を取り扱うポンプ室等が該当するものであること。

エ ポンプ室等に設ける貯留設備は、原則として排出口のない集水ますとすること。
(平成元年消防危第 44 号)

(4) ポンプ室

ア ポンプ室は、次によること。

(ア) ポンプ室は、1 階に設けること。

(イ) ポンプ室には、天井を設けないこと。

イ 道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室

危政令第 17 条第 1 項第 12 号及び第 13 号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は、前アによるほか、次によること。

(ア) 当該ポンプ室については、危規則第 25 条の 3 の 2 及び危政令第 17 条第 1 項第 20 号のいずれの規定も適用となるものであること。

(イ) 危規則第 25 条の 3 の 2 第 2 号に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等ができる位置であり、かつ、屋外又は給油等の作業場に面することをいうものであること。

(5) 整備作業場

ピットを設ける整備作業場で、漏れた危険物がすべてピットに流入する構造のものには、ピットに貯留設備を設けることで差し支えないものであること。

したがって、漏れた危険物がすべてピットに流入しない構造のものは、ピット及びピット以外の整備作業場に貯留設備を設ける必要があること。(平成 2 年消防危第 28 号)

15 附随設備

(1) 附随設備は、給油空地等以外の場所に設けること。

(2) 自動車等の洗浄を行う設備

ア 洗車機を建築物内に設ける場合において、開放された部分が固定給油設備に面する場合の当該固定給油設備との間隔は、洗車機の可動範囲全体が危規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号口ただし書きに適合するよう壁等で覆われている場合は考慮不要であるが、洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、危規則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号口に規定する距離以上を可動先端部まで確保すること。(昭和 62 年消防危第 38 号)

イ 道路境界線側に防火塀を設けた場合、防火塀の先端から可動域先端部まで 2 m 以上確保すれば設置することができること。

(3) 自動車の点検又は整備を行う設備 (昭和 62 年消防危第 38 号)

ア 自動車の点検又は整備を行う設備とは、オートリフト (油圧式、電動式) ピット、オイルチェンジャー、ピット、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、

エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。

なお、火気を使用する方法又は火花を発生おそれがある方法により自動車等の点検又は整備を行う設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造で区画した室に設置するものであること。

イ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、第 10-1 表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。

[第 10-1 表 容量に応じた板厚]

危険物を収納する部分の容量	板厚
40ℓ以下	1.0 mm以上
40ℓを超 100ℓ以下	1.2 mm以上
100ℓを超え 250ℓ以下	1.6 mm以上
250ℓを超え 500ℓ以下	2.0 mm以上
500ℓを超え 1,000ℓ以下	2.3 mm以上
1,000ℓを超え 2,000ℓ以下	2.6 mm以上
2,000ℓを超えるもの	3.2 mm以上

ウ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

エ ウォールタンクは、前イ、ウによるほか、次によること。

(ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の 1 階とすること。◆

(イ) タンクの空間容積は、タンク内容積の 10% とすること。

(ウ) タンクの外面には、さび止めのための措置をすること。

(エ) 注入口には、弁又はふたを設けること。◆

(オ) 通気管を設けること。

なお、通気管の設置方法については、危政令第 12 条第 1 項第 7 号に規定する屋内タンク貯蔵所の通気管の例によること。◆

(カ) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。なお、ガラス管を用いる場合には、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けたものとする。◆

(キ) このほか、火災予防条例の関係部分の例によるものであること。◆

オ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設されたタンク及び配管の外面防食措置は、危

- 政令第 13 条に規定する地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンク及び配管の例によること。
- カ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備（たとえば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ 60cm 以下の部分の電気設備）は、防爆構造とすること。
- キ 危規則第 25 条の 5 第 2 項第 2 号イに規定する離隔距離は、屋外に設けられた整備用リフトの場合にあっては、整備作業場の範囲からではなく、当該整備用リフトからとすること。（平成元年消防危第 44 号）
- ク 給油取扱所における非常用発電機の設置について

非常用発電機の設置については、給油空地及び注油空地以外の部分で可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線に支障がなければ、直接地盤面や犬走りに設置することも可能であるが、この場合、流出事故等の発生にそなえ、事故後直ちに移動又は電源の遮断ができる措置を講ずること。なお、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 26 年消防危第 77 号）第 3 の 1 に示されている範囲とする。なお、設置に合わせ予防規程の変更も行うこと。

（4）急速充電設備

急速充電設備とは、電気自動車に充電する設備（全出力 20 キロワット以下ものを除く。）をいうものであり、その運用については、危規則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号によるほか「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号）によること。

16 附随設備以外の設備等

- （1）給油取扱所に設ける附随設備以外の設備等については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないが、次の事項に留意すること。

（昭和 62 年消防危第 38 号）

ア 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断はもっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

たとえば、給油空地以外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限の POS 用カードリーダー、クイックサービスユニット等でその設置がやむを得ないと認められるものを給油空地のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。

イ 樹木、花壇等は、給油取扱所の業務のための用途に供する建築物等に該当しないが、給油取扱所の環境を整備する上で必要な設備と考えられるので設けることは差し支えないものであること。ただし、専用タンクの注入口等の周囲以外の給油等の業務に支障がなく、かつ、給油客の避難及び防火に関して問題がない位置に問題がない規模のものを設けること。（昭和 46 年消防予第 65 号）

ウ 厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例の関係部分の例によるも

のであること。◆

(2) サインポール、看板等は難燃性の材料で造り、幕、布等は防災処理を施したものを使用すること。(平成元年消防危第 44 号)

(3) 看板等

ア 看板は、給油取扱所の業務と直接関係のないものであっても、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば設置して差し支えないこと。(平成 10 年消防危第 90 号)

イ 合成樹脂類の看板については、次によること。◆

(ア) 取付形態

- a 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
- b 建物外面、上屋の柱又は相互間又はサインポール等に取り付けるもの
- c 上屋の屋上に取り付けるもの

(イ) 材質

- a 材質は、難燃性を有する合成樹脂材料(JIS K6911 の A 法による自消性のもの)等のものであること。ただし、上記(ア) c に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができるものであること。
- b 防火扉上に看板を設ける場合は、不燃材料のものとともに防火扉を含めた耐震耐風圧構造とすること。

ウ この他、看板等の材質、照明等の設置については「給油取扱所の構造設備について」(昭和 45 年消防予第 160 号)、「給油取扱所に設ける看板の材質について」(昭和 45 年消防予第 231 号)、「給油取扱所に設ける看板の取付位置及び材質について」(昭和 47 年消防予第 30 号)、並びにこの他の関係通知等(昭和 47 年消防予第 55 号)(平成元年消防危第 44 号)によること。

(4) その他の設備等

ア 太陽熱温水器

太陽熱温水器を設置する場合は、次によること。(昭和 56 年消防危第 103 号)

(ア) 太陽熱温水器は、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備等の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障のない位置とすること。

(イ) 事務所等の建築物の屋根は、太陽熱温水器の重量に対し、十分安全な構造であること。

(ウ) 貯湯型給湯器、ソーラポンプ又は補助熱源を設ける場合にあつては、事務所内に設置すること。

イ 内燃機関による自家発電設備

内燃機関による自家発電設備を設置する場合は、次によること。

(平成 4 年消防危第 13 号)

(ア) 発電設備の電気は、常用電源の一部として使用すること。

(イ) 発電設備は屋外型とし、高さ 2 m 以上のブロック塀で囲い、屋根を設けないこと。

(ウ) (イ) の塀に設ける出入口は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とし、その敷居の高さは、15cm 以上とすること。

(エ) 燃料は、固定注油設備に接続された専用タンクから直接配管で供給すること。

(オ) 1日における燃料の消費量は、指定数量未満とすること。

(カ) 災害対応型として緊急用発電機を設置する場合は、(ア) から (オ) に関わらず、給油空地、注油空地外の場所とし、平常時は給油所外に保管するよう指導するとともに、使用時に防爆エリア内に設置する場合は、防爆対応とすること。また、緊急時以外に使用しないことを定め、使用時の安全対策を含めた予防規程に改定すること。◆

ウ LPGバルク貯槽

LPGバルク貯槽（付属設備を含む。以下同じ。）を設置する場合は、次によること。
（平成10年消防危第90号）

(ア) LPGバルク貯槽は、1t未満で圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないこと。

(イ) LPGバルク貯槽等は、給油空地以外の場所に設置すること。

(ウ) LPGバルク貯槽は、地下に設置すること。ただし、専用タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができること。

(エ) LPGバルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講ずること。

(オ) LPGバルク貯槽等に係る配管は、給油空地以外で、かつ、自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

(カ) LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地以外で、かつ、専用タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場所とし、ペンキ等で明示すること。

エ 給油取扱所の建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、PHS等のアンテナを設置して差し支えないこと。（平成9年消防危第27号）

オ 事務所・販売室等の暖房設備用として設ける灯油タンクは、その容量が指定数量の5分の1未満であり、かつ、その設置位置は給油空地、注油空地及びこれらに面する犬走り上以外の場所その他火災予防上支障のない場所に設ける場合に限り、設置することができる。◆

カ 太陽光発電設備

太陽光発電設備の設置については、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」（平成27年消防危第135号）による他、次の事項について指導すること。◆

(ア) 当該給油取扱所の非常用又は常用発電設備として設置するもので、売電専用のものは認められないこと。

(イ) 火災時の消火活動時には配電が停止できる構造とし、感電防止装置等の設置を指導すること。

(ウ) 原則キャノピー及び建築物の屋根以外に設置しないこと。

(5) 給油取扱所に設置できない工作物等

給油取扱所には、建築物以外の工作物、例えば立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められないものであること。（昭和62年消防危第38号）

17 その他

(1) 駐車等の場所（昭和 62 年消防危第 38 号）

ア 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転するものが給油取扱所の敷地外にあつて直ちに運転することができない状態をいい、当該自動車等の運転するものが給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場所を含まないものであること。

イ 駐車場所は、危政令第 27 条第 6 項第 1 号チに定める場所のほか、次に掲げる場所以外とすること。

(ア) 給油空地

(イ) 油庫の使用、事務所の出入り、その他給油業務に支障となる場所

ウ 前イに定める駐車部分は、白線等で明示すること。

(2) 指定数量未満の危険物移動タンク車の常置場所を給油取扱所の一部に設ける場合は、当該油取扱所がその業務を行うため保有するもので、かつ、前イに定める駐車に支障とならない所に限り認めて差し支えない。

なお、給油取扱所内の一部を移動タンク貯蔵所の常置場所にはできない。

(3) 給湯用ボイラー等へ、専用タンク又は廃油タンク等から供給することができる。

（昭和 62 年消防危第 38 号、昭和 62 年消防危第 60 号）